

## 第7次エネルギー基本計画（案）に対する意見 （原子力を中心に）

1. 策定プロセス.....	1
2. 2040年度電源構成.....	2
3. 電力需要.....	2
4. 省エネ.....	2
5. 原子力.....	3
5-1. 新增設のためのファイナンス新制度は受け入れられない.....	3
5-2. 原発に対する公的債務保証を行うことには正当性がない.....	3
5-3. 原子力のコストの過小評価を行っている.....	3
5-4. 原発を「優れた安定供給性」とすることは誤りである.....	4
5-5. 原子力防災の法的位置づけを行うべきである.....	5
5-6. 原子力施設受け入れと地域振興をリンクさせるべきではない.....	5
5-7. 核燃料サイクルはすでに破綻.....	5
5-8. 「中間貯蔵施設」からの搬出先の説明がなし崩し的に変化してきている.....	6
5-9. 「柏崎刈羽原発の再稼働への理解」を地元押し付けるべきではない.....	6
5-10. 老朽原発を動かすべきではない.....	6
5-11. 次世代革新炉の開発・設置は撤回すべきである.....	6
5-12. 世界での原子力産業の趨勢の認識に誤りがある.....	7
5-13. 共有すべきは、原発の過酷事故の悲惨さである.....	7

### 1. 策定プロセス

閣議決定の前に全国で公聴会を開催し、パブリックコメントの内容も含めて十分に分析、反映を行うべきである。

## 2. 2040 年度電源構成

2040 年度原子力 2 割としているが、これは、再稼働できる見通しが立たない原発も含め、30 基以上稼働させなければならない非現実的な数字である。政府は、「2 割」の前提として、原発何基の稼働を想定しているのか示していない。

また、火力 3~4 割では、国際合意と相反し、1.5°C 目標にも整合しない。

## 3. 電力需要

DX（データセンター等）による電力需要増加が、根拠あいまいなまま過大評価され、DX によるエネルギー効率改善等の需要削減効果が言及されていない。

デジタル化はデータセンター設置増加等による電力需要の増加をもたらす面もあるが、効率化によりエネルギー需要の低減をもたらす面もある。

第 6 次エネルギー基本計画においては、デジタル化による省エネルギーを進めることが記述されていたが、第 7 次ではそうした記述がすべて削除されている。

「データセンター」という言葉が、第 7 次案には 16 箇所にわたり使用されているが、いずれもデジタル化の進展による電力需要増加を強調する内容である。

政府の総合エネルギー統計（2024）においては、データセンターや IT 関係のエネルギー消費は 0.46% に過ぎない。政府が引用している電力中央研究所のレポートでも急増や激増とはしていない。世界的にみても IEA のレポートではデータセンターは増大要因としては大きくない。

## 4. 省エネ

省エネルギーによるエネルギー削減目標明記すべきである。

省エネルギーにより、エネルギー需要・電力需要をどこまで削減しようとしているのか記載されていない。2040 年度エネルギー需給見通しにおいて、対策をとらなかった場合（BAU）のエネルギー需要、電力需要の予測値、省エネルギーによる削減見込みを記すべきである。

また、省エネルギーの内容が具体的ではない。第 6 次エネルギー基本計画では、デジタル化による省エネルギーを進めるとして、「シェアリングなど人・物・金の流れの最適化」「テレワークによる移動に伴うエネルギーの削減」「クラウド化による企業システムの省エネルギー」「エネルギーマネジメントシステムの高度化」などについて記述している。また、運輸部門については「物流分野におけるデジタル化の推進」「サプライチェーン全体での大規模な物流効率化、省力化を通じたエネルギー効率向上も進めていく」などとし、「エネルギー消費原単位の小さい輸送手

段への転換を図る」「共同輸配送」「輸送網の集約」などの記述がある。こうした記述は第7次エネルギー基本計画では削除されている。

## 5. 原子力

### 5-1. 新增設のためのファイナンス新制度は受け入れられない

「事業環境整備・市場環境整備」(p.24)：大型電源について投資額が巨額になることなどから事業者が新たな投資を躊躇する恐れがあるとし、電力分野における必要な投資資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組むとしている。エネ基案の記述は曖昧であるが、審議会では、原発の新設に際して、建設期間中から電気代にコストを上乗せして一般市民から徴収するイギリスの RAB モデルのような制度が紹介されていた。これは、本来事業者が負うべき原発の巨額の建設費用やリスクを、国民に負わせることになり、受け入れられない。

### 5-2. 原発に対する公的債務保証を行うことには正当性がない

「民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等・・・を検討する」(p.24-25)としている。原発新設に際して原子力事業者が銀行から借り入れることが困難であるため、GX 推進機構など政府機関による債務保証を行うことを指していると思われる。原発建設プロジェクトは費用が巨額に上り、事業期間の延長等のリスクが高いため、民間銀行が融資を行わないという判断をすることは容易に想像できる。一方で、エネルギー基本計画案では原発について、「他電源と遜色ないコスト水準」としており矛盾している。事故の被害やリスク、放射能汚染や解決不可能な核廃棄物の処分の問題、莫大なコストを考えれば、原発に対して政府機関による債務保証を行うことには正当性がない。

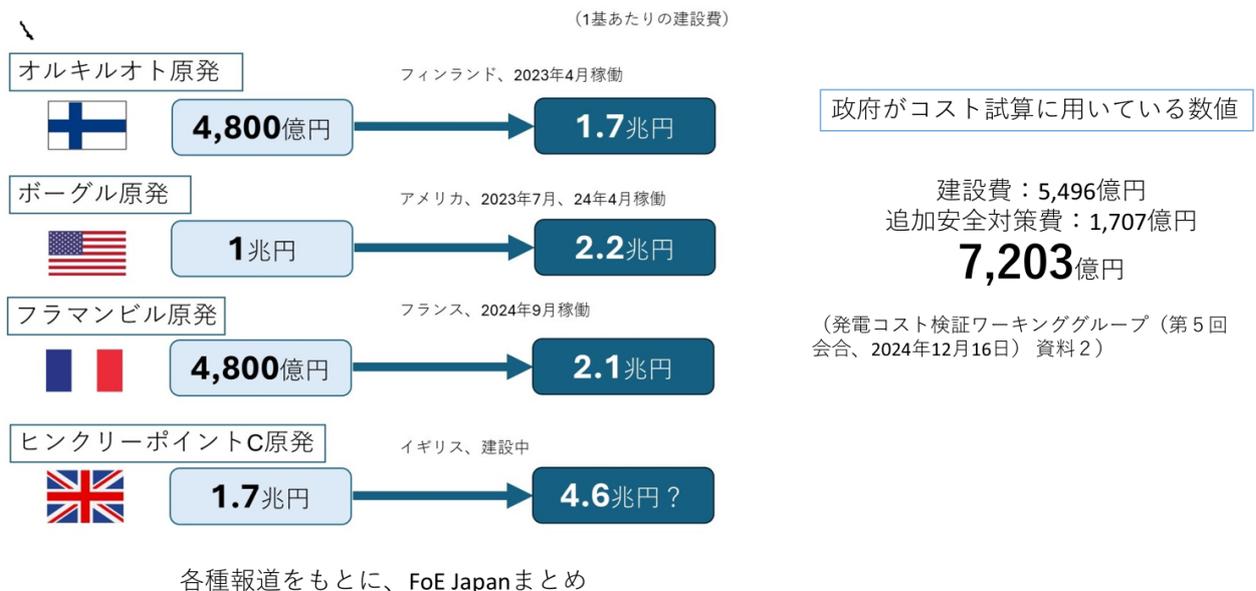
### 5-3. 原子力のコストの過小評価を行っている

原子力を「他電力と遜色がないコスト水準」(p.34 など)としているが、発電コスト検証ワーキンググループによる原発のコスト試算は大幅な過小評価であり、適切とは言えない。たとえば以下の問題が挙げられる。

- ・原発新設費用を、7,203 億円(建設費 5,496 億円 + 追加安全対策費 1,707 億円)としているが、近年建設されている原発の実際のコストは、フィンランドのオルキルオト原発 3 号機 1.7 兆円、米ボーグル原発一基当たり 2.2 兆円、仏フラマンビル原発 2.1 兆円、英シンクリーポイント C 原発一基当たり 4 兆円以上(見込み)となっており大幅な過小評価である。

- ・追加安全対策費を設置許可変更申請している原発をもとに算出しているが、実際の安全対策費は申請時のコストよりも大幅に増えることが多いため、過小評価となっている。
- ・廃炉費用に、デブリ取り出し以降の放射性廃棄物処分費用が含まれていない。
- ・事故発生頻度が、4000 炉年に 1 回から 12000 炉年に 1 回に変更となっており、安全性が向上したからとしているが、事業者自身がさらなる安全確保を目的として実施している「安全性向上評価」は、自主的主観的なものに過ぎず、コスト試算に使うことは非科学的である。

## 世界の原発の建設費と政府試算の「建設費」



### 5-4. 原発を「優れた安定供給性」とすることは誤りである

原発を「優れた安定供給性」を有する (p.34 ほか) としているが、誤りである。原発は固定的な大規模集中型電源であるがゆえの脆弱性、不安定さを有している。

「一定出力である」ということは、調整力に欠けるということである。また、原発はトラブルが多く、1997～2010 年までの事故故障等の報告件数は 267 件にもものぼる。 深刻な事故を回避するために、トラブルの内容によっては他の原発も停止して点検・評価する必要がでてくる。計画外に停止すればその影響は広範囲に及ぶ。

## 5-5. 原子力防災の法的位置づけを行うべきである

原子力防災（p.35）：現在、地域の「緊急時対応」が「地域原子力防災協議会」で策定され「原子力防災会議」で了承されるという枠組みであるが、「原子力防災会議」では実質的な審議は行われず、時間も5分程度の形式的なものである。避難計画も含む原子力防災計画を、設置変更許可申請の審査対象文書の一つとし、原子力規制委員会による審査の対象として、原子炉等規制法に位置づけるべきである。

「自然災害との複合災害」（p.35）：能登半島地震においては、多くの家屋が倒壊し、道路も通行不能となり、万が一原子力複合災害が発生した場合、屋内退避も避難もできない状況が起こりうるということを改めて示した。とりわけ即時避難が必要な5km圏（PAZ）においてもこうした状況になりうることは、住民が放射線による「確定的影響」を回避できない事態に陥りうることを示している。いったんすべての原発を停止し、能登半島地震等を踏まえた包括的な検証を行うべきである。

## 5-6. 原子力施設受け入れと地域振興をリンクさせるべきではない

意見：「立地地域との共生」（p.35）として、立地地域に対する、さまざまな支援が書かれているが、地域振興が必要なのは原発立地地域だけではない。過疎に悩む自治体は全国各地にある。国の政策に沿って原子力施設を受け入れた地域にことさら手厚い支援を行い、原子力施設を受け入れなかった地域には支援を行わないということは、公平性にかげ、地域の分断を招く。地域振興は、原子力施設受け入れの有無にかかわらず、各地の実情を踏まえて、全国規模で行うべきである。

該当箇所：p.35

## 5-7. 核燃料サイクルはすでに破綻

「核燃料サイクルの推進」（p.36）：核燃料サイクルはすでに破綻している。六ヶ所再処理工場は、27回も工事完成が延期されており、いつ稼働するかもわからない上、事業費は15兆1,000億円に膨れ上がり、今後も上昇を続けていくとみられる。稼働したとしても、すでに老朽化しているため、安全性に疑問があり、大量の放射性物質を環境中に放出するなどさまざまな問題を生み出す。とりだされるプルトニウムについては、プルサーマルで消費できる量はごくわずかであり、使用済みMOX燃料の処理もできない状況である。こうした状況を直視し、核燃料サイクルから撤退すべきである。

## 5-8. 「中間貯蔵施設」からの搬出先の説明がなし崩し的に変化してきている

「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針」（p.36）：これは従来の資源エネルギー庁の説明と異なる。中間貯蔵施設は、当初は六ヶ所再処理工場で処理しきれない使用済み核燃料を貯蔵することを想定しており、「第二再処理工場」に運び出すとしていた。その後、「第二再処理工場」の計画はうやむやになり、資源エネルギー庁は「そのとき動いている再処理工場に運び出す」としていたが、今年になって市民への説明で「六ヶ所再処理工場に搬出する可能性もある」としていた。稼働するかどうかわからない六ヶ所再処理工場を搬出先として挙げることに対する反発の声も多かった。今回、さらに「可能性もある」という文言が削除された。なし崩し的に説明を少しずつ変えるのではなく、変更した理由を説明すべきである。

## 5-9. 「柏崎刈羽原発の再稼働への理解」を地元押し付けるべきではない

「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働への理解が進むよう…政府を挙げて対応を進める」（p.39）：これは再稼働ありきの結論を地元の市民に押し付けるものであり、不適切である。現在、柏崎刈羽原発の再稼働は「地元同意」が焦点となっているが、政府が介入することにより、地元における冷静な議論をさまたげることになる。その他の原発についても「再稼働に向けて理解活動に取り組んでいく」とするが、同様の弊害が生じるため、やめるべきである。

## 5-10. 老朽原発を動かすべきではない

意見：「60年の運転期間のカウントから除外することを認める新たな制度」

（p.39）：60年以上の稼働を許すものであり、撤廃すべきである。原子力規制委員会の高経年化に関する審査は、事業者の評価にもとづくものであるが、事業者が確認できる範囲は限定的であり、信頼性にかける。原発の配管、電気ケーブル、ポンプ、弁などの各部品や材料が、時間の経過とともに劣化するが、交換ができないものも多く、確認が難しい部分も多い。老朽化した原発を動かすべきではない。

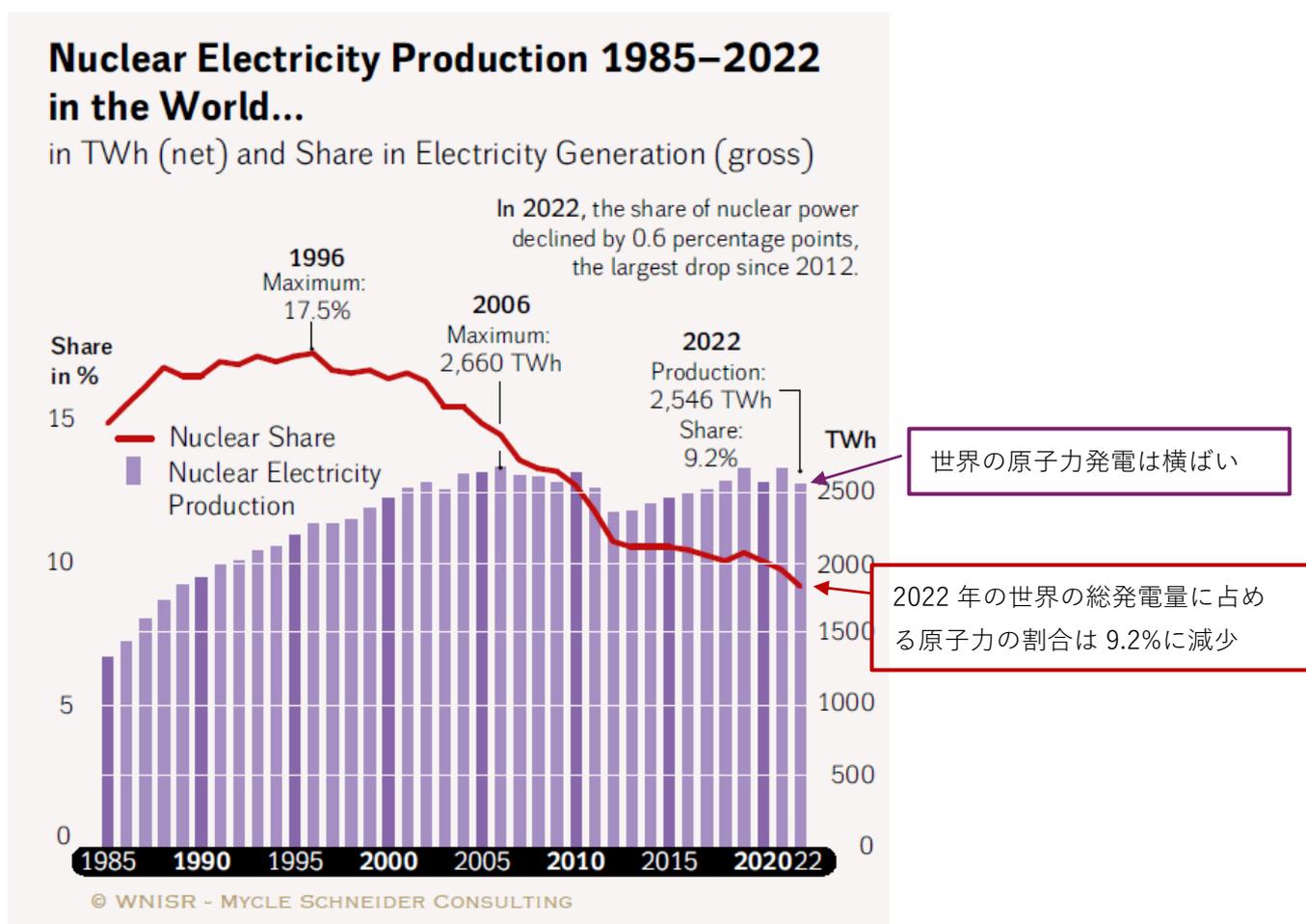
## 5-11. 次世代革新炉の開発・設置は撤回すべきである

「次世代革新炉の開発・設置」（p.40）：撤回すべきである。原発新設は巨額の費用がかかり、建設期間も長期化する傾向にある。原子力事業者のみでは負担することができずに、RABモデルのような新たな制度により、国民に負担を強いることに

なる。また、核のごみの処分が目途が立たない中、これ以上、放射性廃棄物を生み出すべきではない。

### 5-12. 世界での原子力産業の趨勢の認識に誤りがある

「世界では、原子力の利用が今後拡大する見込みであり」(p.41)：世界の原子力発電は横ばいであり、世界の総発電量に占める原子力の割合は下降傾向にあるという現実からして不適切である。



出典：World Nuclear Industry Status Report 2023

### 5-13. 共有すべきは、原発の過酷事故の悲惨さである

「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有する」(p.41)：共有すべきは、原発の過酷事故の悲惨さや14年もたとうとしている中いまだ故郷に帰れない人たちの思い、目途のたたない廃炉の現実である。